



平成 27 年 2 月
滋賀労働局

ゼロ災滋賀「命綱 GO（いのちつなごう）活動」実施要綱

1 趣旨

滋賀県内の建設業の労働災害は、長年、業界を挙げてその防止に取り組んできた結果、中長期的に着実かつ大幅に減少してきている。平成 25 年の死亡災害は 3 人、平成 26 年は 2 人（速報値）と滋賀労働局「第 12 次労働災害防止推進計画」の目標（3 人以下）を 2 年連続で達成する見込みである。

一方で足下の数値を見ると、死亡災害の裾野と言うべき休業 4 日以上労働災害は、昨年（速報値）、前年比で +7.8%、そのうち土木工事業と建築工事業の合計は同じく +22.3%となっている。

特に、重篤な災害につながる「墜落・転落」（55 人）は 12 月末速報時点で早くもリーマンショック以降の最多が確定し、休業 4 日以上死傷災害全体に占める割合は 39.6%と、集計を開始した平成 11 年以降で最高となっている。また、平成 24 年 11 月 6 日以降「墜落・転落」による死亡者は発生していなかったが、本年に入り、建設工事で「墜落・転落」による死亡者が発生した。加えて、昨年 12 月に行った建設現場 62 か所への一斉監督では墜落・転落防止措置の違反が延べ 35 件と最多であった。

特にここ 2 年間は経験年数の若い労働者の労働災害が多く、現場の安全技術が適切に継承されているか懸念される。経済情勢の回復にも伴い、また、いわゆる担い手 3 法が施行され、官民の建設投資の増加が見込まれる中で、滋賀県の建設業の健全な発展を確保し、若者や女性をはじめ、より多く労働者が集まる一層魅力ある産業とするためにも、まさに今、労働災害の防止を改めて徹底する必要がある。

このため、次の 2 から 5 までにより、ゼロ災滋賀「命綱 GO（いのちつなごう）活動」を展開することとする。

2 主唱者

滋賀労働局、各労働基準監督署（大津、彦根、東近江）

3 期間

平成 29 年度末まで（滋賀労働局「第 12 次労働災害防止推進計画」の期間）。その後も必要に応じて、継続する。

4 建設業関係団体

建設業関係団体は、本運動を展開し、「ゼロ災」に向けた機運の醸成を図るとともに、事業場における取り組みをサポートする。

5 実施事項

(1) 労働局において実施する事項

ア 広報活動の実施

リーフレットを作成し、ホームページに掲載するほか、施設内に掲示するとともに、事業主団体、関係機関等に対して周知や配置の協力を求める。

イ 各種会合における事業主等に対する周知・啓発等の実施

事業主団体、災害防止団体等が開催する各種会合において、安全带使用の重要性について周知・啓発を行う機会として積極的に活用する。

(2) 署において実施する事項

ア 広報活動の実施

リーフレットを施設内に配置するとともに、監督指導、個別指導、集団指導等あらゆる機会をとらえて配付する。また、地域の広報誌の活用及び発注機関への協力依頼等による広報活動を行う。

イ 各種会合における事業主等に対する周知・啓発等の実施

地域の事業主団体、災害防止団体等が開催する各種会合において、安全带使用の重要性について周知・啓発を行う機会として積極的に活用する。

(3) 事業場において実施する事項

① 元方事業者

危険の芽を事前に排除するため店社で工事種類ごと・作業種類ごとに共通するリスクアセスメントを行った上で、店社からの必要な指導の下、各現場で日々新規入場者が生じることや変化するリスクに応じた対策を講じながら、特に次の事項に重点的に取り組む。その他、総合工事事業者などは、安全带などの危険体感教育を実施する。

ア 安全带は、命をつなぐための重要な道具であることを認識し、安全带を確実に着用・使用することについて朝礼等で唱和を行う機会を設ける。

イ 命綱（安全带）の着用確認

ウ 命綱（安全带）の使用確認

エ 命綱（安全带）の点検状況の確認

オ 親綱の設置

カ 命綱（安全带）の使用が必要な作業を洗い出すなど、確実に使用するための作業手順を策定する。

キ はしごの転移防止の措置状況の確認

② 各労働者とその事業者

各現場で日々新規入場者が生じることや変化するリスクを踏まえつつ、組織として「安全第一」の文化の構築・設備対策・作業設計を講じるほか、個人による「安全第一」の文化の構築や危険箇所の認識共有を行いながら、特に次の事項に重点的に取り組む。

(共通対策：命綱（安全帯）)

ア 安全帯は、命をつなぐための重要な道具であることを認識し、安全帯を確実に着用・使用することについて朝礼等で唱和を行う。

イ 命綱（安全帯）を着用することを送り出し教育に盛り込む。

ウ 作業に適した命綱（安全帯）を選定し使用する。足場の組立て・解体及び鉄骨建て方作業には二丁掛けハーネス型を基本とする。その他、安全帯取付設備が低位とならざるを得ず落下時の衝撃の大きい作業現場や落下時に救出までに時間を要する現場でも、ハーネス型を基本とする。

エ 安全帯の損傷の有無の点検を行う。

オ 元方事業者と連携し、安全帯を確実に使用するための作業手順を策定し関係労働者に周知する。労働者は作業手順を遵守する。

(共通対策：その他)

カ はしごの転移防止措置を徹底する。

キ 傾斜地での輪止めなど車両の逸走防止を徹底する。

(小規模建築工事などにおける重点対策)

ク 屋根上の作業では、足場と手すりを設置する。やむを得ずこれらを設定しない場合は、適切な親綱とスタンションを設置し、命綱（安全帯）の使用を徹底する。

ケ スレート屋根上の作業では、歩み板や防網の設置を徹底する。

コ 脚立上の作業は、できる限り避け、足場を設けるか、または作業床付き脚立を使用する。やむを得ず脚立を使う際は、天板に乗らない、反動をつけない、身を乗り出さないなどの安全手順を遵守する。

サ はしご上の作業について、禁止を徹底する。

シ 解体工事などでは、建築物などの飛来や倒壊による危険箇所への立入禁止を徹底する。

(土木工事などにおける重点対策)

ス 重機の作業半径内と死角となる場所への立入禁止を徹底する。

セ 重機がバックする際に誘導を行うなど、死角による巻き込まれ事故防止を徹底する。

ソ 適切な土止め支保工や作業計画などにより崩壊災害の防止を徹底する。
(交通誘導警備への配慮)

タ 道路工事などで交通誘導を行う警備員の交通事故や熱中症など死亡災害の防止を図る。具体的には、ガードマンロボット・デルタクッション・体感マットなどの機材の配置、雨天時も輝度が確保できる反射材付き警備服の着用、交通車両が運転ミスにより警備員に向かってきた際の緊急避難スペースの確保、暑さをしのげる休憩室の共有などについて、元方事業者等建設業者は、これらを妨げる工事計画とせず、安全経費が確実に渡るようにするなど、警備業者への配慮を行う。

③ 公共工事などにおける安全衛生対策

元方事業者を含む各事業者および労働者は、特に公共工事などの大規模工事を中心に、次の事項についても積極的に取り組む。

ア 安全帯は、アピールマーカを用いる。

イ はしごの昇降では、安全ブロックを使用する。

ウ 足場の組立ては、手すり先行工法を採用する。

エ 足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検者は、組み立て等を行った以外の第3者であって、十分な知識・経験を有する者とする。

オ 適切な箇所に幅木を設けるなど、足を滑らせて足場の隙間から墜落することを防ぐための措置を充実する。

カ 大規模現場であっても、特に建設業で新規に就業する者の安全手順の遂行に対して必要な目配りを確保する。

キ 「ゼロ災・滋賀」ロゴマークを掲示する。

(参考) 平成 26 年 3 月から近畿 6 労働局では、「ゼロ災」を合い言葉とした統一ロゴマークの下、強力にスクラムを組んで労働災害防止を推進しており、この運動は、大阪労働局の取り組む「ゼロ災大阪「命綱 GO 活動」と呼応するもの。